

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(銀行の信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第二条 平成三十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法の採用について承認を受けた銀行が、同日の直前まで、第●条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(次条において「旧銀行告示」という。)第十三条第四項、第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項の規定により、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、第●条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(次条及び第四条において「新銀行告示」という。)第十三条第四項、第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項の規定の適用については、当

分の間、これらの規定中「銀行を標準的手法採用行とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「銀行を基礎的内部格付手法採用行とみなして第八章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

（国内基準行における証券化エクスポージャーの経過措置）

第三条 国内基準行のうち、内部モデル方式採用行及び先進的計測手法採用行のいずれにも該当しない標準的手法採用行にあつては、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、新銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができ。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用行が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合は、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的

法採用行は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

4 金融庁長官は、前項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。附則第六条第四項、第九条第四項及び第十二条第四項において同じ。）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

（銀行のリスクリテンションに係る経過措置）

第四条 銀行が適用日において保有する証券化商品に係る証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該銀行がその保有を継続している場合に限り、新銀行告示第二百四十八条第三項の規定は、適用しない。

（銀行持株会社の信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第五条 平成三十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法の採用について承認を受けた銀行持株会社が、同日の直前まで、第●条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるか

どうかを判断するための基準（次条において「旧銀行持株告示」という。）第十三条第四項及び第二十五条第四項の規定により、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、第●条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次条及び第七条において「新銀行持株告示」という。）第十三条第四項及び第二十五条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「銀行持株会社を標準的手法採用行とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「銀行持株会社を基礎的内部格付手法採用行とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができ。

（国内基準行である銀行持株会社における証券化エクスポージャーの経過措置）

第六条 国内基準行である銀行持株会社のうち、内部モデル方式採用行及び先進的計測手法採用行のいずれにも該当しない標準的手法採用行にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新銀行

持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができるとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用行が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合は、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法採用行は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

4 金融庁長官は、前項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする銀行持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(銀行持株会社のリスクリテンションに係る経過措置)

第七条 銀行持株会社が適用日において保有する証券化商品に係る証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該銀行持株会社がその保有を継続している場合に限り、新銀行持株告示第二百二十六

条第三項の規定は、適用しない。

(信用金庫及び信用金庫連合会の信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第八条 平成三十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法の採用について承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会が、同日の直前まで、第●条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(次条において「旧信金告示」という。

）第十条第四項、第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項の規定により、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、第●条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(次条及び第十条において「新信金告示」という。)第十条第四項、第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「信用金庫又は信用金庫連合会

を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「信用金庫又は信用金庫連合会を基礎的内部格付手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

（国内基準金庫である信用金庫及び信用金庫連合会における証券化エクスポージャーの経過措置）

第九条 国内基準金庫のうち、内部モデル方式採用金庫及び先進的計測手法採用金庫のいずれにも該当しない標準的手法採用金庫にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用金庫が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合は、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的

手法採用金庫は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

4 金融庁長官は、前項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用金庫又は信用金庫連合会の本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(信用金庫及び信用金庫連合会のリスクリテンションに係る経過措置)

第十条 信用金庫又は信用金庫連合会が適用日において保有する証券化商品に係る証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該信用金庫又は信用金庫連合会がその保有を継続している場合に限り、新信金告示第二百四十八条第三項の規定は、適用しない。

(信用協同組合等の信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第十一条 平成三十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法の採用について承認を受けた信用協同組合等が、同日の直前まで、第●条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有す

る資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次条において「旧信組告示」という。）第十条第四項及び第十八条第四項の規定により、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、第●条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次条及び第十三条において「新信組告示」という。）第十条第四項及び第十八条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「信用協同組合等を標準的手法を採用する信用協同組合等とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「信用協同組合等を基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができ。

（信用協同組合等における証券化エクスポージャーの経過措置）

第十二条 信用協同組合等のうち、内部モデル方式を採用する信用協同組合等及び先進的計測手法を採用す

る信用協同組合等のいずれにも該当しない標準的手法を採用する信用協同組合等にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に係る信用リスク・アセットの額の合計額に、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができるとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント

平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間

七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法を採用する信用協同組合等が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

4 金融庁長官は、前項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用協同組合等の本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(信用協同組合等のリスクリテンションに係る経過措置)

第十三条 信用協同組合等が適用日において保有する証券化商品に係る証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該信用協同組合等がその保有を継続している場合に限り、新信組告示第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。

（最終指定親会社の信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第十四条 平成三十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法の採用について承認を受けた最終指定親会社
が、同日の直前まで、第●条の規定による改正前の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するた
めの基準を定める件第十三条第四項の規定により、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当
たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内
部格付手法を用いている場合には、第●条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有
する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうか
を判断するための基準を定める件（次条において「新最終指定親会社告示」という。）第十三条第四項の
規定の適用については、当分の間、これらの規定中「最終指定親会社を標準的手法採用最終指定親会社と

みなして第五章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「最終指定親会社を基礎的内部格付手法採用最終指定親会社とみなして第五章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができ。

（最終指定親会社のリスクリテンションに係る経過措置）

第十五条 最終指定親会社が適用日において保有する証券化商品に係る証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該最終指定親会社はその保有を継続している場合に限り、新最終指定親会社告示第二百二十六条第三項の規定は、適用しない。

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示の一部改正）

第十六条 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示（平成三十年金融庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後

欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

【別葉を挿入】

	く。) の規定中	
--	-----------	--

〔2・3 略〕

(銀行持株会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第四条 当分の間、第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の

<p>第二百七十条の七第一項</p>	<p>同章(第七十九条第二項及び第三項を除く。)の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>
--------------------	----------------------------------	---------------

〔2・3 同上〕

(銀行持株会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第四条 当分の間、第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の

) から第七十九条の規定を準用する。この三の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的的手法採用行」とあるのは「内部格付規定中「標準的的手法採用行」とあるのは「内部格付採用行」とあるのは「内部格付手法採用」とあるのは「内部格付手法採用」とあるのは「内部格付採用行」と、第七十九条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新銀行持株告示」という。）第五十七条第二項及び第三項、第百三十五条第六項、第四百四十三条第四項並びに第二百四十八条の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

[略]	第三百三十五条第六項	[略]
	第四百四十三条第四項	[略]
第二百七十条の七第二項	同章（第五十七条第二項及び第三項を除く。）の規定中	同章の規定中

二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新銀行持株告示」という。）第五十七条第二項及び第三項、第百三十五条第五項、第四百四十三条第五項、第二百三十八条第二項並びに第二百四十八条の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

[同上]	第三百三十五条第五項	[同上]
	第四百四十三条第五項	[同上]
第二百三十八条第二項	第五十七条（第二項及び第三項を除く。）から第五十七条の三の六までの規定を準用する。この場合において、これらにおいて、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付規定中「標準的手法採用行」と読み替えるものとする。	第五十七条から第五十七条の四までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

〔2・3 略〕

（信用金庫及び信用金庫連合会における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第六条 当分の間、第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新信金告示」という。）第七十三条第二項及び第三項、第百五十六条第六項、第百六十四条第四項並びに第二百七十条の八第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げ

第二百四十八条の七第一項	同章（第五十七条第二項及び第三項を除く。）の規定中	同章の規定中
	「内部格付手法採用行」と、第五十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。	

〔2・3 同上〕

（信用金庫及び信用金庫連合会における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第六条 当分の間、第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新信金告示」という。）第七十三条第二項及び第三項、第百五十六条第五項、第百六十四条第五項、第二百七十条第二項並びに第二百七十条の八第一項の規定の適用については

る規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>〔略〕</p>	<p>第一百五十六条第六項</p>	<p>〔略〕</p>	<p>第六十四条第四項</p>	<p>〔略〕</p>	<p>第二百七十条の七第二項</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>同章（第七十九条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>	<p>同章（第七十九条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>

、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>〔同上〕</p>	<p>第一百五十六条第五項</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>第六十四条第五項</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>第二百六十条第二項</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>第七十三条（第二項及び第三項を除く。）から第七十五条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第七十三条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第七十三条から第七十六条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」と読み替えるものとする。</p>	<p>第七十三条（第二項及び第三項を除く。）から第七十五条の六までの規定を準用する。この場合において、この規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。</p>

〔2・3 略〕

(信用協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第八条 当分の間、第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下この条及び次条において「新信組告示」という。)第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第六項、第三百四十条第四項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔略〕

第二百七十条の七第一項	同章(第七十三条第二項及び第三項を除く。)の規定中	同章の規定中
-------------	---------------------------	--------

〔2・3 同上〕

(信用協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第八条 当分の間、第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下この条及び次条において「新信組告示」という。)第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第五項、第三百四十条第五項、第二百三十六条第二項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔同上〕

<p>第三百三十二条第六項</p>	<p>第四百四十条第四項</p>	<p>第二百四十六条の六第一項</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>同章の規定中</p>
<p>第三百三十二条第五項</p>	<p>第四百四十条第五項</p>	<p>第二百三十六條第二項</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、この場合において、この場合において、「標準的的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>
<p>第二百四十六条の六第一項</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>

「2・3 略」

(最終指定親会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第十条 当分の間、第五条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(以下「新最終指定親会社告示」という。

〔第四十六条第一項本文(新最終指定親会社告示第百三十四条第六項、第四百四十二条第四項及び第二百四十八条の七第一項において準用する場合を含む。〕の規定にかかわらず、最終指定親会社は、カレント・エクスポージャー方式(第五条の規定による改正前の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(以下「旧最終指定親会社告示」という。〕第四十七条に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。〕を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、最終指定親会社は、全ての派生商品取引について、SAICCRを用いて与信相当額を算出することができない。

「2・3 同上」

(最終指定親会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第十条 当分の間、第五条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(以下「新最終指定親会社告示」という。

〔第四十六条第一項本文(新最終指定親会社告示第百三十四条第五項、第四百四十二条第五項、第二百三十八条第二項及び第二百四十八条の七第一項において準用する場合を含む。〕の規定にかかわらず、最終指定親会社は、カレント・エクスポージャー方式(第五条の規定による改正前の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(以下「旧最終指定親会社告示」という。〕第四十七条に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。〕を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、最終指定親会社は、全ての派生商品取引について、SAICCRを用いて与信相当額を算出することができない。

備考 表中の「」の記載は注記である。	「2・3 略」 「2・3 同上」
--------------------	---------------------